

## 登録更新申請

毒物又は劇物の販売業の登録は、6年ごとに更新が必要です。

申請書	別記第5号様式（毒物及び劇物取締法施行規則第4条関係）
提出時期・部数	事前、1部
手数料	6,500円
添付書類	更新前の登録票 ※紛失等で登録票が添付できない場合は、紛失理由書を提出してください。
申請時の注意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・申請者が法人の場合、住所・氏名欄にはそれぞれ、主たる事務所の所在地・名称及び代表者名を記入してください。</li><li>・登録年月日は、更新前の登録票の有効期間の初日を記載してください。</li><li>・登録番号は、開設中は変わりませんので、新規登録時の番号を記載してください。</li></ul>
<p>＜根拠法令＞</p> <p>毒物及び劇物取締法第4条第3項（営業の登録）</p> <p>　　〃 第5条（登録基準）</p> <p>　　〃 第23条の4（政令への委任）</p> <p>毒物及び劇物取締法施行令第33条（登録票の交付等）</p> <p>　　〃 第37条（省令への委任）</p> <p>毒物及び劇物取締法施行規則第4条第2項（登録の更新の申請）</p>	